

志布志市多世代交流施設条例

(設置)

第1条 子どもから高齢者までの多世代の交流を促進し、居場所となる場所及び機会を提供するとともに、交流人口の増加及びにぎわいの創出を図るため、志布志市多世代交流施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
多世代交流施設	志布志市志布志町志布志二丁目6番1号

(指定管理者による管理)

第3条 交流施設の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交流施設の利用の許可に関する業務
- (2) 交流施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交流施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間)

第5条 交流施設の開館時間は、午前9時から午後9時まで（屋内遊び場の利用時間は、午前9時から午後6時まで）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 交流施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 毎月の第2火曜日及び第4火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。）
- (2) 12月31日及び1月1日

(利用の許可)

第7条 交流施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用の許可をする場合においては、条件を付することができる

きる。

3 指定管理者は、交流施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 交流施設又はその設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が交流施設の管理上適当でないと認めるとき。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその許可の条件を変更し、若しくはその許可に係る利用の停止を命ずることができる。

- (1) 交流施設を利用する者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的又は許可の条件に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が交流施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により許可を取り消し、又は許可の条件を変更し、若しくは許可に係る利用の停止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、交流施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第8条第1項の規定により利用の停止を命ぜられたときは、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金の納入)

第11条 利用者は、指定管理者に交流施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第12条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受さ

せる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により交流施設を利用できないときは、利用料金を還付することができる。

(損害賠償義務)

第15条 利用者は、故意又は過失により交流施設の施設又は設備を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、交流施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に基づく許可を受けないで利用した者
- (2) 第7条第2項の規定に基づく許可の条件（第8条第1項の規定に基づき変更されたものを含む。）に違反して利用した者
- (3) 第8条第1項の規定に基づく利用の停止の命令に違反した者
- (4) 第9条及び第10条の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 志布志市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年志布志市条例第193号）の規定による指定管理者の指定及び交流施設の供用に必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表（第11条関係）

1 屋内遊び場利用料金

区分		利用料金	1時間当たりの延長料金
個人利用	2歳未満の者	無料	無料

団体利用	子ども 1 人当たり	200円	100円
	保護者等 1 人当たり	100円	無料
	2 歳未満の者	無料	無料
	子ども 1 人当たり	100円	100円
	保護者等 1 人当たり	100円	無料

備考

- この表中「子ども」とは、2歳に達する日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- この表中「団体利用」とは、2歳未満の者及び子どもが10人以上いる団体が平日に限り屋内遊び場を利用することをいう。
- 屋内遊び場の利用時間は、午前9時から午後6時までの1時間以内とする。
- 1時間を超え引き続き屋内遊び場を利用する場合は、この表に定める延長料金の額を加算した額とする。
- 延長した時間に、1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。
- 志布志市民以外が利用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の額に200円を加算した額とする。

2 交流室等利用料金

施設	利用区分	単位	利用料金	1 室当たりの貸切料金
交流室	席	1 時間につき	100円	200円
		4 時間につき	300円	500円
		1 日につき	500円	1,000円
センサリールーム	室	1 時間につき	100円	—

備考

- 利用時間に、1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。
- 交流室を貸切利用する場合の利用料金の額は、利用する席数に利用料金を乗じて得た額に貸切料金の額を加算した額とする。
- 志布志市民以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金及び貸切料金の額に2を乗じて得た額とする。
- 利用者が入場料を徴収する場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金及び貸切料金に3を乗じて得た額とする。
- 入場料を徴収しないで、商業宣伝その他営利を目的とする催物を行うときの利用料金の額は、入場料を徴収する場合の利用料金の額とする。